

（警音器）

第250条 警音器の警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第64条第2項の告示で定める基準は、協定規則第28号の規則6. に定める基準を準用する。

2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第64条第3項の告示で定める基準は、協定規則第28号の規則14. に定める基準を準用する。